

# 国際会計基準導入に伴う我が国新会計基準の現状と課題

石井 忠史

## The International Accounting Standard in Japan

– Its Present Situations and Problems –

ISHII Tadashi

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

In spite of ongoing economic globalization in recent years, the financial statements, which represent the annual result of management, are made according to an accounting standard of each country concerned. At the present, there is little attempt of standardization, and this has given rise to lots of difficulties. Major companies listed on the Tokyo, New York, and London Exchanges have to make three financial statements in accordance with standards of the three Exchanges. However, separateness of standards makes it inevitable that financial results appear different in accordance with the standard adopted. This has hindered revitalization of the international financial markets, and it is now one of the main causes of “distrust of accounting.”

This article considers the present situations and problems concerning the New Accounting Standard: how the International Accounting Standard (referred to as “IAS” below) is introduced into Japan, how far the New Accounting Standard is to conform to the IAS, what the introduction of IAS means for small-scale and medium-sized companies, and what kind of accounting standard is proper to these.

### はじめに

近年、経済のグローバル化が一段と進む中で、経営の一年の成果を表す企業の財務諸表が、各国の会計基準によって行われ、統一性がなく課題となっている。東京、ニューヨーク、ロンドンの各証券取引所に上場している大企業の財務諸表は、我が国、米国、英国の各会計基準での作成が義務付けられている。しかし、会計基準の内容が異なるため、決算数値も必然的に相違する。このことは、国際金融市場の活性化に大きな影響を与え、「会計不信」の要因ともなっている。また、非上場企業である中小企業に対する各国会計基準も、概ね同様の状況である。会計基準は、シングルスタンダードが望ましいが、すべての企業に適用することは実務的に困難との見解から、現在どの国でも大企業と中小企業とで異なるダブルスタンダードが現状である。

我が国の場合、大企業は新会計基準が適用される

が、新会計基準で作成された財務諸表が、世界のどの国でも通用し、同業他社と比較可能な真実性のある財務諸表作成基準が求められる。一方、248 万社ある資本金 1 億円未満の中小企業は税務会計基準（以下「税務基準」という）を採用しており、ダブルスタンダードであることにも課題がある。

そこで、新会計基準が国際的に評価される内容であるかについて、現状と課題を追求するとともに、現在改定見直し中の国際会計基準（以下「IAS」という）を世界基準として、我が国が導入した場合の課題について研究をする。また、中小企業の会計基準の在り方についても併せて考察し、IAS導入の課題を追求する。

### 1. 我が国及び主要国の決算書の現状

我が国は、2000 年までは取得原価主義による会計基準であった。しかし、21 世紀に入った 2001 年か

ら、公開企業については、金融庁企業会計審議会から公表された新会計基準が強制適用されることになった。

このため、企業の財務諸表は様変わりとなり、評価損、含み損（土地の減損を除く）、不良債権等の会計処理の実施、隠れ債務のオンバランス化、発生主義会計からキャッシュ・フロー（以下CFという）会計重視へ、単独決算から連結決算の重視へのシフト、セグメント情報、リース会計等のディスクロージャーの強化が行われた。この結果、公開企業の2001年3月期決算は、特別損失があぶり出され、最終損益は大幅赤字となったことは記憶に新しい。

新会計基準による決算発表後、証券市場は低迷を余儀なくされた。おりしもデフレ経済の対応に追われる我が国にとって、資産目減りが顕著になりつつあった。これが「会計不況」といわれる所以である。デフレスパイラルは、ますます「会計不況」を長期化させることになる。

米国では21世紀に入り、世界的標準とされ、最も厳しいとさえいわれていた「米国会計基準<sup>(注1)</sup>」を採用している大手企業の「会計不信」が、金融・経済市場に大きく影響を与えている。エネルギー大手「エンロン」の特別目的会社（SPC<sup>(注2)</sup>）を利用したデリバティブから端を発し、資産の回転売買に起因し不良資産が発生したことによる同社の破綻は、「会計不信」に拍車をかけた。米国SEC（証券取引委員会）は企業の「会計不信」を一段と募らせ、「IBM」、「マイクロソフト」、「Kマート」等多くの企業に対し、企業の決算に問題ありとして会計調査を実施した。欧州でも、英国、独国や仏国で「会計不信」が表面化している。このように、世界的な「会計不信」がこれほど資本・経済市場に大きな影響を与えたことは、かつて一度もなかった。今回の問題は世界経済に大きな課題を投げかけたといえる。このため、IAS（国際会計基準<sup>(注3)</sup>）を世界基準として早期に施行することで、「会計不信」の是正が行われることを各国が期待している。

「国際会計基準理事会（IASB）と米財務会計基準審議会（FASB）は29日、企業会計の国際基準と米基準の将来の統一に向けて覚書を交わしたと発表した。第1弾として2003年中に、15項目程度の

統一案をまとめる。」（「会計基準統一へ」『日本経済新聞』2002年10月30日夕刊、第4版、第1面）

（注1）国際会計基準（IAS）とは別に「米国会計基準」がある。米国の会計基準設定機関である財務会計審議会（FASB）が作成している。これは米国一国の会計基準で、グローバルスタンダードにはなり得ないようにも思われるが、FASBは基準書設定のために膨大な人的資源と時間を投入しており、その努力と費用を一国単位でみた場合には断然世界一である。その結果、米国会計基準は、世界でもっとも厳格で、権威ある会計基準と言っていい水準を誇っている。（太陽監査法人東京共同会計事務所『わかる！国際会計基準』ダイヤモンド社、2000年5月、22～25頁）

（注2）特別目的会社（SPC；Special Purpose Company, SPES；Special Purpose Entities）について、米国会計基準に規定があるにもかかわらず、エンロンはSPCを連結対象から外し、破綻を招いた。これをきっかけに、最近この規定が改訂された。

（注3）各国独自の会計基準ではグローバル化に対応できないため、IASを世界統一基準にする気運が高まり、現在各国で改訂作業が進められている。

国際会計基準委員会（IASB）は、IAS（国際会計基準）の設定と改訂をする際の準拠枠を設けるため、1989年に「財務諸表の作成表示に関する枠組み」（IASB[1989]、以下「フレームワーク」という）を公表した。「フレームワーク」では、①財務諸表の目的、②財務諸表の有用性を確保するための質的特徴、③財務諸表を構成する要素の定義と認識及び測定、④資本維持の概念が示されている。（須田一幸「国際会計基準の動向」『国際会計基準と日本の企業会計』1999年12月、中央経済社、59頁参照）

## 2. 我が国の「時価会計不況」とIASの組織

### 1) 時価会計不況

我が国では、バブル崩壊後、長期にわたって「取得原価主義」による会計基準を採用し続けた。そのため、「新会計基準」（時価会計）の強制導入により、不良債権、評価損、含み損、オフバランスとなっていた隠れ債務（退職給付債務など）等の会計処理がされ、大企業の決算発表において特別損失が表面化したのである。これにより、バランスシート上、資本の部が大幅減少し、金融・経済に悪影響を及ぼしたことは周知のとおりである。これがいわゆる「会計不況」といわれるものであり、我が国の場合は、特に「時価会計不況」というべきものであろう。「時価会計不況」は多くの企業の破綻に繋がり、デフレ経済をさらにスパイラル化しかねないほどの勢いである。

特に、金融機関の不良債権問題は「時価会計不況」の最たるものであって、金融システムの崩壊に繋が

りかねない。金融機関の自己資本比率は、国際決済銀行のB I S規制<sup>(注1)</sup>により8%以上をクリアしなければならない。「新会計基準」における「税効果会計」の採用により、何とか8%をクリアしてはいるが、その自己資本の内容を検討すると、「繰延税金資産」が、自己資本の53%に達しているのである。果たして「繰延税金資産」は回収可能な資産であろうか。会計処理には疑問が残る<sup>(注2)</sup>。ちなみに、税効果会計を巡る我が国と米国の格差は次のとおりである。

(図表1) 税効果会計を巡る税制などの日米格差

	自己資本に計上可能な繰延税金資産	償却・引き当てに対する課税	欠損金に伴う繰戻還付	欠損金の繰越控除
日本	緩やか おおむね所得の5年分に法人実効税率をかけた額。	厳しい 実質破綻・破綻先でも損失確定までは有税扱い。	厳しい 1年。 (凍結中)	厳しい 5年。
米国	厳しい 中核自己資本の10%か、所得の1年分に実効税率をかけた額の、いずれか低い方。	緩やか 銀行の自己査定で回収不能と判断すれば原則無税扱い。	緩やか 2年。 (2002年までの時限措置で5年間に)	緩やか 20年。

(出所)『日本経済新聞』2002年10月30日、第14版、第5面。

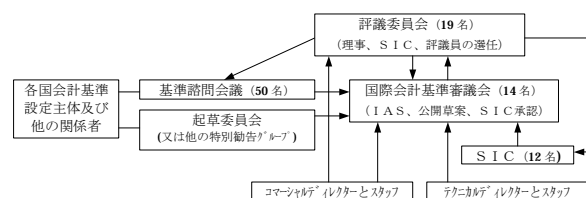
## 2) IASBの組織改革

このような情勢を打開するため、国際会計基準委員会(IASC)に代わり、新たに組織された国際会計基準審議会(IASB)が2001年4月より活動を開始した。IASBは各国の会計基準設定主体と連携し、共同で事実上のグローバルスタンダード形成を目指している。今後はIASの新名称として「国際財務報告基準(IFRS)」とし、世界統一基準とする方針である。IASBには、我が国からも、アジアでただ一人のリエゾン・メンバーとして理事が参加している。

金融・経済のグローバル化にとって、IASが世界基準として導入されることが重要である。なぜなら、世界の企業がこの基準によって決算書を作成し、ディスクロージャーすることによって、世界経済が一体化し、経済の安定成長と金融資本市場の安定化に寄

与することとなるからである。

(図表2) 新しいIASBの組織



(出所) 花堂靖仁『企業会計の国際化とわが国の対応』本郷会計塾、2002年7月27日、講義資料8・5頁。

(注1) 国際金融取引のリスク拡大と、金融機関破綻の際に発生するシステミック・リスクの増大を前に、国際金融界は次の2つの側面での対応を急いだ。

第一は、金融機関の自己資本の充実である。主要国の銀行監督当局で構成される「バーゼル銀行監督委員会」は、1988年7月に「自己資本比率規制」の導入に関して合意した。国際的な活動を行なう銀行に対して、リスクに応じて算出された資産額の8%以上の自己資本を積むことを要求する規制(以下、「B I S規制」と呼ぶ)である。

もうひとつの流れは、各銀行がリスク管理のいっそうの強化に力を入れはじめたことである。

(益田安良『グローバルマネー』日本評論社、2000年6月、77~81頁)

(注2) 「銀行が経営不振企業の破綻に備えて貸倒引当金を積み場合、会計上は損失になるが、税法上は損失(損金)と認められないことが多く、この時点で銀行が支払う法人税は減らない。しかし、将来、企業が破たんしたときには引当金が損失として認められ、その分、法人税額が減る。前払いした税金が戻ってくる」、つまり還付されることとなる。そこで銀行は引当金を積み段階で、将来の税の戻りを見込み、その分を「繰り延べ税金資産」として資産に計上、税金を支払わなかったように会計処理する。同時に繰り延べ税金資産に見合う額を「税効果資本」として自己資本に組み込んでいる。(「点検 金融再生プログラム」『日本経済新聞』2002年11月2日、第13版、第5面)

## 3. 中小企業経営者の時価会計(新会計基準)認識の必要性

1998(平成10)年頃から、我が国においても会計のグローバル化が問題となり、国際競争力を強化するため、大企業に対し「会計ビッグバン」と呼ばれる大改革が断行された。これにより、国際会計基準を積極的に取り入れ、時価会計を導入、実施することとなったのであるが、我が国上場企業の業績低迷とデフレ経済という状況下において、時価の下落が「会計不況」を生じさせたといわれ、証券市場に大きな打撃となり、株価低迷の要因となったことは前述の通りである。

一方、20世紀における中小企業の財務諸表(いわ

ゆる決算書)については、税務申告に適応させた決算報告書が一般に公正妥当なものとして容認されていた。中小企業経営者にとっては、どのくらいの利益があり、それに伴ってどのくらいの税金を支払わなければならないかが大きな関心事であった。しかし、近年、政策的な課税ベース拡大路線がとられ、各種引当金等の繰入が縮小されるなどしたため、税務基準での決算報告書は、簿外負債が増加し、一般に公正妥当とされる企業会計基準と乖離してしまっただのである。

会計のグローバル化が進む状況において、金融機関や取引先は、時価会計に基づく決算書の提示を求めており、中小企業経営者にとっても、このような旧態依然の決算書では通用しなくなってきている。一方、商法改正により、中小企業についても計算書類を広告又は公開（電磁的公開、ホームページによる公開も含まれる）することが、2002（平成14）年4月1日から義務づけられた（商法第283条第5項）。

この計算書類作成のため、国際会計基準と、我が国新会計基準の統一問題が重点的に検討されているが、大企業（公開会社）と同一の会計基準は、中小企業経営者には不十分な面が多いことから、官民共同で「中小企業会計基準」の導入を審議、検討された。その第一段として、日本公認会計士協会が「中小企業の会計のあり方に関する研究報告」を、第二段として、中小企業庁より「中小企業の会計に関する研究会報告書」が、第三段として、日本税理士会連合会から、「中小会社の会計基準」が相次いで公表されたが、これらの三基準を統一することが課題である。

### 1) 新会計基準の企業に与える影響

会計ビッグバンという言葉が、最近至る所で使われている。我が国の企業会計は、従来取得原価主義であったものが、2001年3月期決算から、概ね時価主義となった。この大変革を会計ビッグバンと呼ぶ。その概要は下表のとおりである。

(図表3) 会計ビッグバンの導入時期と概要

5つの項目	適用時期	概要と今後の方向
<b>税効果会計</b>	2000年3月期 (早期適用可)	繰延税金資産の回収可能性について厳格な取扱い(「繰延税金資産の回収可能性」日本公認会計士協会)。
<b>キャッシュ・フロー計算書</b>	2000年3月期	損益計算書は利益の内訳書であり、CF計算書は現金預金増減の内訳書である。
<b>金融商品会計</b> ・売買目的有価証券 ・持合株式等の長期保有有価証券	2001年3月期  2002年3月期 (早期適用可)	売買目的保有有価証券は時価で評価し、評価損益を計上。 長期保有有価証券の評価損益は原則として資本直入方式。但し、50%以上下落は強制減損処理し、特別損失処理。 今後、包括損益(繰越利益剰余金増減)概念が重要。
<b>退職給付会計</b>	2001年3月期	負債の時価会計で、オフバランスを解消する。年金資産との組み合わせ等があり、「退職給付引当金」で表示される。原則法と簡便法(300人以下)があり、数理差異の償却を繰返し、長期認識となる。
<b>連結会計の重視</b>	2000年3月期	単独から連結重視の決算となり、支配力基準の適用により連結の範囲を広げ、グループ全体の姿を正しく示すこととした。連結調整勘定を暖簾(のれん)と限定認識し、パーチェス法の概念を取り入れることにより、正しく暖簾が算定できるようにした。新規連結子会社の時価評価を義務付けた連結調整勘定の償却を、従来の5年以内から20年以内と改正した。



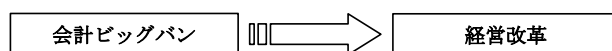
**財務諸表が様変わりした**

(出所) 中島康晴『会計ビッグウェーブ』中央経済社2001年10月19頁を参考に、筆者の考えを取り入れ作成。

### 2) 経営構造改革を誘発

資産リストラを断行し、CFという企業の真実の成果を、効率よく生み出せる企業体を再構築する。

(図表4) 企業の会計改革から構造改革課題へ



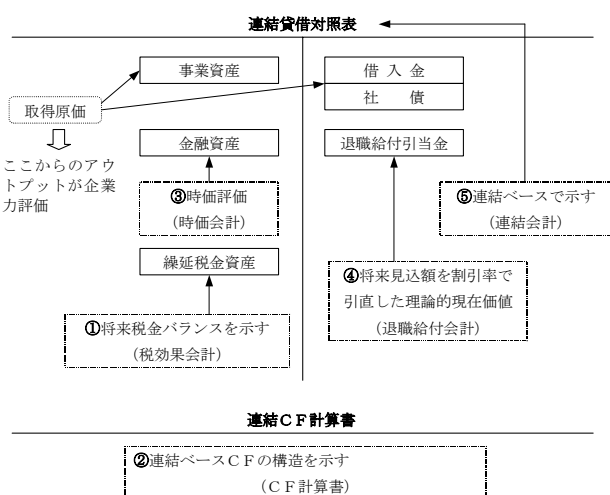
5つの会計改革	企業の構造改革課題
①税効果会計	資産リストラを断行、将来税金を減少させるパワーを計上することが課題。
②CF計算書	経営、資金の効率性を追求し、キャッシュ創出力の向上と、フリーCFの増大を図ることが課題。
③金融商品会計	時価ベースの効率経営、含み損や不良資産を排除し、今後不良資産を作らないことが課題。
④退職給付会計	退職金制度・人事政策の見直し、人材含み損を排除し、労働債務の過剰に歯止めをかける退職金制度改革が課題。
⑤連結決算会計	グループ経営の効率化及び改革、「囲い込み型経営」(多角化経営、規模の追求等)から、「連結経営設計シナリオの構築」(事業のポートフォリオの再考、機能集約や外部化、個別企業の評価尺度の決定等)や連結納税制度 <sup>(注7)</sup> への対応が課題。

(出所) 同書 23 頁。

### 3) 会計ビッグバンの着地点

会計ビッグバンは、いわばバランスシート改革である。ここで重要なのは、企業会計は決して企業の将来競争力を数値として示しているわけではないことである。結果として、マーケットから株価指標としてアウトプットされるだけである。企業会計というマーケット・インフラの役割は、あくまでもマーケットへのインプット情報であって、企業の将来競争力を、過去データと現在データに基づいて表現することまでが限界である。

(図表5) 会計ビッグバンはバランスシート改革

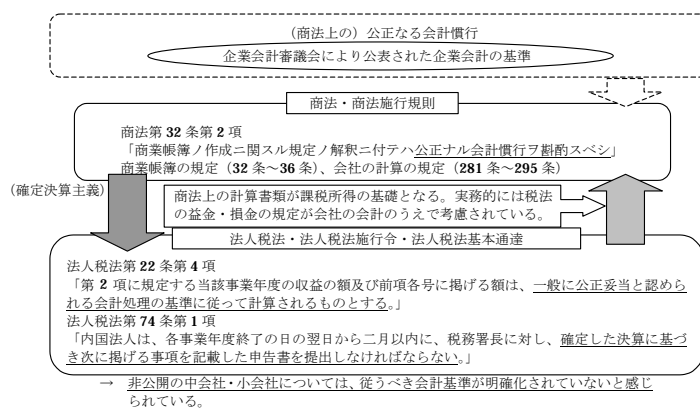


(出所) 同書 35 頁。

### 4) 中小企業の決算書の問題点

我が国において、中小企業はそのほとんどが未公開会社であり、一方、大企業については概ね公開企業となっている。中小企業では、税法を重視するため、その決算書は税務基準で作成されることとなる。税務基準によると、決算書にはどのような欠陥を生じるのであろうか。整備された企業会計の基準は複雑多岐にわたっているが、税法では、どの基準を適用するかは企業の判断に委ねられている。すなわち、中小企業の経営者は、決算書が外部資料として有利に表示できる基準を自由に選択し適用できるため、その決算書は、企業経営の実態を表していないことになりかねないのである。いわゆる「会計ビッグバン」から久しいが、その間、我が国の経済情勢は、バブル経済の後始末に追われ、しかも、デフレ経済に移行してきている。取得原価基準を長期間採用してきた企業は含み損を抱えている。このような状況にも関わらず、中小企業については依然、取得原価主義で決算書を作成している状況にあり、中小企業と大企業では決算報告の内容に大きな乖離が生じている。これは、大企業と中小企業の会計を規制する諸法律の違いによるものである(図表6)。

(図表6) 中小企業の会計を規制する諸法律



(出所) 『中小企業の会計に関する研究会報告書』経済産業省中小企業庁、2002年6月、20頁。

## 4. 主要4ヶ国の会計基準の現状とIAS

国際会計基準委員会 (IASB) は、1973年、アメリカ、イギリス、日本他の9ヶ国の会計士団体に

より設立され、現在では、100ヶ国を超える国と地域が参加している。これらの国においては、既に各国独自の会計基準が制定されていたが、IASに準拠する基準を制定している国が多かった。ここでは、主要4ヶ国の会計基準とIASへの準拠性及び公開会社の監査制度を、一覧表にして掲げる。

IASは時価会計に近いものであるが、デフレ経済下において時価会計を導入すると、いわゆる「時価会計不況」を引き起こしかねない。欧州ではインフレからデフレの様相を呈しており、米国も同様消費者物価が下落するなど、世界の経済情勢はデフレの初期症状にある。アジアもデフレの傾向が強く、我が国など一部の国ではデフレスパイラルの危機に差し掛かっている。いわゆる二極化現象の経済情勢から一転してのデフレ経済のもとで、IASを世界基準としてどのように統一化するかが大きな課題である。

(図表7) 主要4ヶ国の会計基準とIASへの準拠性及び公開会社の監査制度

国名	一般に認められた会計基準	IASへの準拠性と公開会社の監査
アメリカ	<p>一般に認められた会計原則(GAAP)が主流である。我が国と同様次の3つが一般に認められた会計基準である。</p> <p>①会計研究公報(ARB1~51号、米国公認会計士の基準)。</p> <p>②会計原則審議会意見書(APB1~30号、会計原則審議会)。</p> <p>③財務会計基準書(SFAS1~125号、財務会計基準審議会)。</p>	<p>概ねIASに準拠しているが、ストックオプション、特別目的会社等の相違がある。公開会社については、証券取引委員会が規定するRegulations-X等の規則に準拠することが必要である。証券取引委員会の定める監査を受けなければならない。</p>

イギリス	<p>一般に認められた会計原則は次のもの。</p> <p>①会社法。</p> <p>②財務報告基準：会計基準審議会公表。</p> <p>③会計実務基準書：会計基準委員会公表。</p> <p>④緊急問題専門委員会公表の実務指針及び会計実務勧告書。この実務指針及び勧告書は特定の問題があった場合、最善の会計実務指標とされる。</p>	<p>会計基準はIASに最も近い基準となっている。公開会社については、監査実務審議会の監査基準及び監査準則に準拠し、年次株主総会で選任した国内会計士団体のメンバー等一定の資格保有者により監査を受けなければならない。</p>
ドイツ	<p>一般に認められた会計基準は商法を中心とする。この他、一般に遵守された会計実務、経済監査士協会の見解、株式法、有限責任会社法が基準となる。</p>	<p>会計基準はIASの基準を多く取り入れている。企業は売上高や総資産等により、大、中、小規模会社に分類される。大及び中規模会社は、株主より選任された監査法人、又は経済監査士の監査を受けなければならない。公開会社については、内容開示が別に定められている。</p>
フランス	<p>一般に認められた会計基準は商法が主流である。プラン・コンタブル・ジェネラルは全ての商工業企業に適用する。また国家会計審議会の見解書及び勧告書、商事事業法、専門会計士・認許会計士協会勧告書がある。また、公開会社と監査人を対象に証券取引委員会勧告書及び意見書がある。</p>	<p>会計基準はIASに近い基準である。公開会社については、商事事業法に準拠した「真実かつ公正な概観」の原則を保証するための独立監査人を選任し、監査を受けなければならない。また、一定規模以上の未公開会社も同様である。監査人の資格は、職業専門家の資格を有し、控訴裁判所に登録した者であること。</p>

(出所)『国際会計税務便覧』公認会計士業務資料集別冊12号、日本公認会計士協会東京会、1997年3月、65~186頁を参照し筆者が一覧表としたもののうち4ヶ国を掲載。

## 5. 単独決算から連結決算重視主義と会計基準設定主体の構築

### 1) 企業の多角化、国際化の対応と国際競争力強化

近年、子会社や関係会社を通じての経済活動が著しく拡大してきているほか、海外における資金調達活動も活発に行われ、我が国企業の多角化、国際化が急速に進展してきている。我が国では、1977(昭和52)年に連結財務諸表制度が導入されて以来、連結会計制度について数々の改善が図られてきた。証

券取引法適用会社の中には、子会社や関連会社を多く抱えて、グローバルに展開している企業が多いのが実情であるが、我が国の連結情報に係るディスクロージャーの現状については、なお多くの問題点が指摘されている。

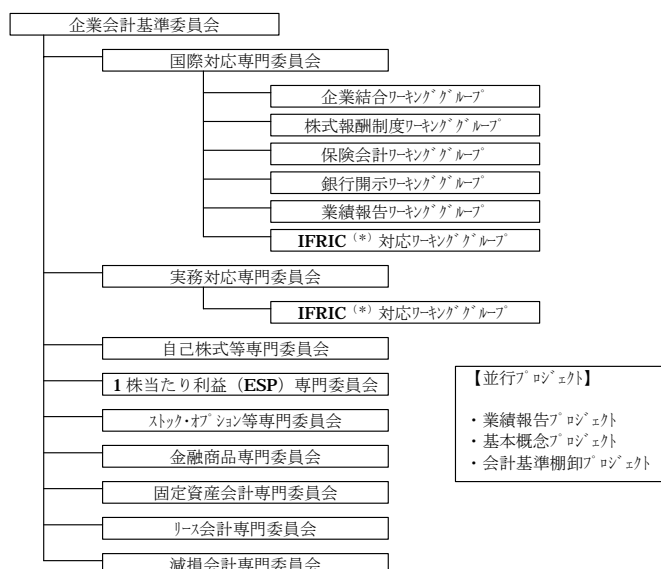
子会社を通じた企業経営の多角化、国際化が急速に進展することにより、親会社と子会社、あるいは関連会社からなる、企業集団全体を視野に入れた連結経営という考え方が普及してきた。これにつれて、企業の内部、外部を問わず、利害関係者、特に親会社に対する投資家のサイドから、また、親会社のマネジメントのサイドから、連結財務諸表による開示制度の改善、充実を求める声が一段と高まってきたのである。

しかしながら、我が国の企業内容開示制度は個別財務諸表が中心であり、連結財務諸表は個別財務諸表の補完的情報という位置付けにすぎなかった。そこで、2001年3月期決算から、この「個別が基本財務諸表で連結が補完情報」の立場から一転し、「連結を中心とする」ディスクロージャー制度への転換がなされ国際競争力強化が図られたのである。

## 2) 会計基準設定主体の具体的組織と進行状況

我が国は、会計基準設定主体がパブリックからプライベートセクターへその役割を移管した。すでに委員会の進行状況と審議結果が公表されている。現在までの状況は、次のとおりである。

(図表 8) 会計基準設定主体 (財団法人) の現在の組織 (2002年7月26日設立)



(\*) IFRIC : International Financial Reporting Interpretations Committee

(出所) 財務会計基準機構「企業会計基準委員会の組織」  
[http://www.asb.or.jp/j\\_asbj/index.html](http://www.asb.or.jp/j_asbj/index.html)

- ① 名称:財団法人 財務会計基準機構(英文呼称:Financial Accounting Standards Foundation、略称:FASF)
- ② 設立:2001年7月26日 ③ 基本金:10億円
- ④ 目的及び事業:当財団は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の調査研究・開発、ディスクロージャー制度、企業財務に関する諸制度の調査研究及び提言並びに国際的な会計制度への貢献等を行い、わが国における企業財務に関する諸制度の健全な発展と資本市場の健全性の確保に寄与することを目的とし、次の事業を行う。
  1. 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の調査研究及び開発
  2. ディスクロージャー制度その他企業財務に関する諸制度の調査研究
  3. 前2号の事業の成果を踏まえた提言及び広報・研修活動
  4. 国際的な会計基準の整備への貢献
  5. 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業
- ⑤ 組織概要:当財団には以下の組織から構成されています。
  1. 理事会:業務執行機関として事業計画・予算の作成・執行、委員等の選任、資金調達など財団の運営全般を執行する。理事会は、会計基準等の審議関係の事業については企業会計基準委員会に委ね、委員会の審議に関与しない。
  2. 評議員会:理事・監事の選任などを通じて行う業務運営のチェック・助言機関という役割である。
  3. 企業会計基準委員会<sup>(注1)</sup>:会計基準の開発、審議、国際的な会計基準の整備への貢献等を直接担当する財団の中心機関である。また、企業会計基準委員会にはテーマごとに専門委員会を設置している。
  4. テーマ協議会:企業会計基準委員会が審議すべきテーマの選定の透明性を確保するため、企業会計基準委員会と別の機関として、審議すべきテーマ及びその優先順位等について提言する機関である。

(出所) 財務会計基準機構「財団の概要」  
[http://www.asb.or.jp/j\\_fasf/index.html](http://www.asb.or.jp/j_fasf/index.html)

## 6. CF計算書と減損会計の影響と課題

### 1) CF計算書

#### (1) 黒字経営・赤字経営とCFの関係

“利益あって銭足らず”、“黒字倒産”という言葉をよく耳にする。月々利益は出るが、支払資金が不足し、慌てて銀行に駆け込むことが多い企業経営者にとって、最大の悩みの種は、資金繰りであ

るといえるだろう。特に中小企業は資金計画が不完全で余裕資金もないため、手形決済が時間切れとなり、不渡り発生となることさえある。

「利益＝現金預金」という構図は、会計上成り立たない。この原因は、企業の決算が発生主義を原則としているためである。CF会計は現金主義による収支計算であるため、減価償却費、諸々の引当金、過大在庫、売上債権増加、買掛債務減少、評価損益の発生、設備投資額の多寡等により、発生主義会計とその結果が乖離することとなる。発生主義会計による利益があっても、現金主義会計では赤字となる事態を指すのが“利益あって銭足らず”である。逆に発生主義会計が赤字であっても、現金主義会計は黒字となることもあり、この場合は資金繰りに影響を与えない。したがって、企業経営においては、発生主義会計及び現金主義会計（フリーCF＝営業CF±投資CF＝正味現金利益）ともに黒字となることが重要である。

## (2) CFの分析

CF計算書は、次の算式を計算書にしたものである。

$$\begin{aligned} & \text{①営業活動CF} \pm \text{②投資活動CF} \pm \text{③財務活動CF} \\ & = \text{④現金及び現金同等物の増減額} + \text{⑤現金及び現金同等物期首残高} \\ & = \text{⑥現金及び現金同等物期末残高} \end{aligned}$$

企業は、理想的経営を維持するため、貸借対照表、損益計算書によって経営分析を実施し、期間比較や同業他社比較を行い、毎期検討している。CF会計も同様であり、資金の回収や使途が適切に実行されているかどうか、資金の運用は効率的に活用されているか、投資額は適切な金額であるか、前期、前々期との対比や変化率また同業他社との比較分析によって経営効率を高める必要がある。

(図表9) CF分析指標

指標名	算定方式	判定要素
営業CFマージン	営業CF / 営業収入	営業CFの比較分析指標
利益割合	当期純利益 / 当期純利益 + 減価償却費	営業CFの主要構造分析で業種や企業の特徴

設備投資率	設備投資 / 営業CF	設備投資の、営業CFでの補填率
投資比率	設備投資 + 投資・貸付 / 営業CF	投資活動の、営業CFでの補填率
営業CF対営業収入比率	営業CF + 投資CF / 営業収入	事業CF(営業CF + 投資CF)の金額の大きさを測定
流動負債比率	営業CF / 流動負債	CF当座比率、高い程安全性が大きい
長期有利子負債比率	長期有利子負債 / 営業CF	長期有利子負債の返済能力を測定
インタレスト・カバレッジ・レシオ	営業CF + 金利支払額 + 税金 / 金利支払額	金利支払能力を測定
1株当たりCF	営業CF(又はフリーCF) / 発行済株式数	1株当たりCF
配当性向	配当金支払額/営業CF	配当性向のCF

(出所) 野村智夫・竹俣耕一『やさしくわかるキャッシュ・フロー』日本実業出版社、1998年、163～165頁、及び東京税理士会武蔵野支部研究部勉強会資料(2000年2月8日、資料2)を参考に作成。

## (3) 効率的なCFの運用

効率的なCFの運用を知るには、同業他社との比較分析が効果的である。同業他社が好業績を挙げた原因を知ることは、経営指標として重要であることはいうまでもない。CF運用は重要な会計戦略であり、ゴーイング・コンサーンの根幹であり経営課題である。

日米有力企業各15社の営業CF使途を比較すると、次のようである。営業CFの使途利益配分でも日米格差があり、日本企業の投資効率の悪さが目立つ。

(図表10) 営業CFの日米格差

営業CF使途項目	米 国	日 本	日本企業の欠点
営業CF15社合計	15兆9千億円	6兆9千億円	1ドル125円換算
株主配当(含自社株買)	52%	9%	株主軽視となり証券市場低迷の原因
設備投資額	49%	90%	収益の低い投資効率の悪さが原因
総資産営業CF比率	14%	9%	投下資本の規模に比べ、事業が生み出すCFが小さい

(出所) 『日本経済新聞』2000年1月19日、第12版、第19面。データは1998年度決算による。

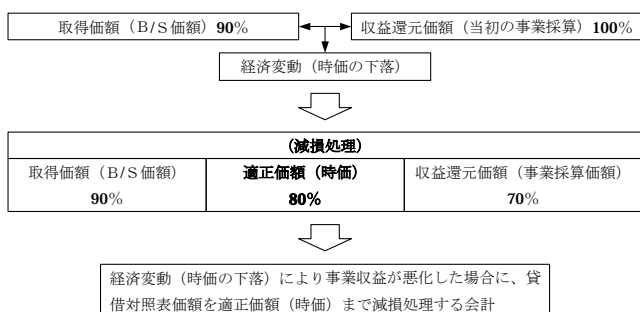


## 2) 減損会計の処理と課題

### (1) 減損会計の意義と影響

減損会計とは、事業用土地（借地権を含む）、事業用建物、特許権、営業権等の有形、無形の固定資産の時価が簿価を下回った場合、時価まで減損処理する会計のことをいう。但し、事業用資産については、あくまでも収益資産として認識する必要があるとして、直ちに減損処理することに異論もある。減損会計ではなく、「評価損会計」に位置付けられる会計基準として考えるべきである。

(図表 11) 減損会計と収益性の関係

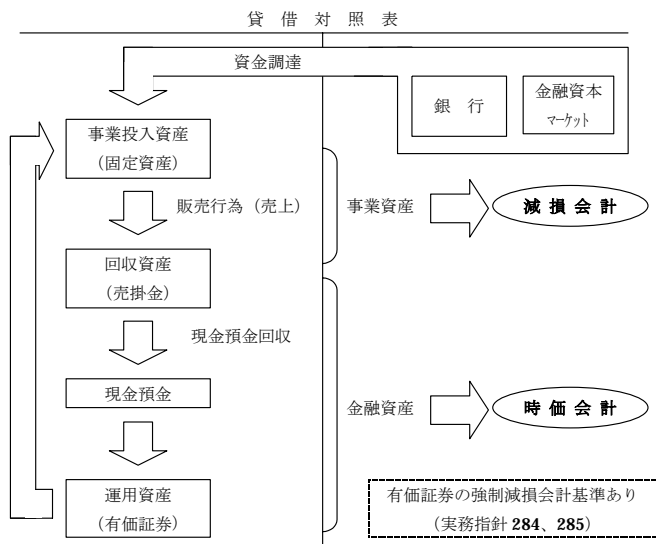


(出所) 中島康晴『会計ビッグウェーブ』中央経済社、2001年10月、247～257頁を参考に加筆修正。

### (2) 事業資産は減損会計、金融資産は時価会計

バブル期に行われた過剰な設備投資により、償却費負担や遊休設備が多く、合理化をしなければ利益が出ない、あるいは不採算となっている事業資産（工場等）がある場合、採算が悪化している資産の貸借対照表価額を採算ラインまで切り下げる手法が減損会計である。事業撤退か存続かを決定し、撤退の場合の減損処理を含むものである。

(図表 12) 減損会計と時価会計



(出所) (図表 11) と同様

### (3) 減損会計の米国基準 (SFAS) と IAS の違い

減損会計は、収益性が当初の予想より低下し、投資額の回収が不能とされる場合に、その帳簿価額を回収可能額まで減額処理する手法であり、下方にのみ修正する点で時価会計と異なる。この会計処理には、海外では2つの代表的な基準、SFAS (米国基準) と IAS がある。我が国でも 2006年3月期から導入することが、企業会計審議会から発表された。

SFAS と IAS には微妙な差異がある。それは、減損の認識と測定について、SFAS では異なる計算によるのに対して、IAS では一致している点である。「減損」について、前者は、それまでの投資を清算し、同一の資産を買い戻して新たに投資を始めた場合の手続きと考えているのに対して、後者は、資産にその回収可能額を超える帳簿価額を付さないことを保証する手続きと捉えていることから、その差異が生ずる。しかし、これ以外に相違はなく、両者に基本的な大差はないといえる。

(図表 13) SFAS 第 121 号と IAS 第 32 号の相違点

項目	SFAS 第 121 号	IAS 第 32 号
基準価額	帳簿価額	帳簿価額
認識 (回収可能性)	将来 CF (割引前総額)	(a) CF 割引現在価値 (b) 売却可能価額
測定 (回収可能額)	公正価値 (再取得価額)	いずれか高いほうの金額
その他	土地は、CF を永久に生み出すため、減損はない	回収可能額が回復した場合の、戻入手続きあり

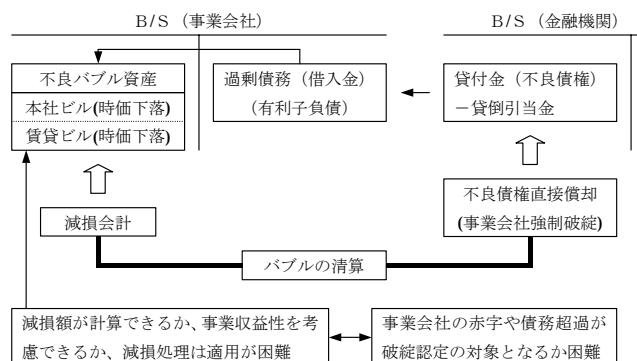
(出所) (図表 11) と同様

### (4) 我が国の土地バブルと不良債権の減損

金融機関の不良債権は、土地バブルによって発生したといっても過言ではない。銀行借入金によって取得した土地の時価が大幅下落する一方、デフレ経済も加わって資産価値は急落し、借入金だけが過剰債務として事業会社に残ってしまった。銀行の貸付金は膨大な不良債権と化し、この不良

債権を直接償却しなければ、我が国金融機関の再生と経済の活性化が阻害されるといわれている。

(図表 14) 土地含み損・不良債権の減損処理の強行



(出所) (図表 11) と同様

## 結論

### 1) 我が国新制度の複雑な時価会計と真実な時価基準の構築

この 10 数年来、我が国に発生している証券・金融・資本市場における、土地、資産取引絡みの混乱は、株価、土地・資産・商品価格の暴騰と暴落から始まって、(a)資産デフレ、(b)巨額の不良債権の発生、(c)景気悪化、(d)税収の落ち込み、財政事情の悪化、(e)失業の増加、(f)信用不安、公的資金の導入、(g)国際経済システムの悪影響となって現在に至っている。

このような情勢のもとで、我が国は時価会計導入に踏み切った。会計ビッグバンといわれる会計制度の変更は、我が国の企業経営に大きな影響を与えている。連結会計、連結キャッシュ・フロー計算書、税効果会計、金融商品の時価会計、退職給付会計、連結納税制度の導入、さらに 2006 年 3 月期以降には、不動産等に対して減損会計が導入されることとなった。すなわち、IAS（国際会計基準）に準拠した企業の情報開示が求められているのである。特に連結会計の導入は、企業の人員整理や解散をもたらし、会計の歴史上、かつてなかった新しい制度である。時価会計も複雑化しており、財務報告の真実性はますます強く求められ、重要視されている。このため、時価評価の基準は、我が国企業会計の最高規範としての性格を持つ、真実な情報を提供するよう構築されなければならない。そこで、真実な時価会計であ

る IAS（国際会計基準）を世界基準、かつ、シングルスタンダードとし、これを遵守するように構築していくことが重要である。

### 2) 我が国の金融・経済再活性化に貢献を

世界的規模で起きている会計不信は、米国 SEC が個別大手企業の会計調査を断行するという、かつてない事態に至っている。そこで、SEC の権限を強化する法案を立法化し、会計不正、会計疑惑等には厳罰で対処することによって、会計不信を払拭しようとしている。

国際的に最も厳しい基準のひとつとされてきた米国会計基準の、これほどの脆さはどこに原因があったのだろうか。現在のところ、詳細な内容は公表されていない。単なる粉飾決算か、恣意的な会計不正操作であるならば、会計基準の不備とはいえない。しかし、最近、米国基準にも大きな欠陥があると指摘されてきている。これは、(a)オフバランスのストックオプション等の隠れ人件費、(b)非連結対象の特別目的会社、(c)試験研究費の資産化、(d)保険会計の不存在、(e)貧弱なディスクロージャー、(f)コーポレートガバナンスの弱体化等であり、このため、投資家にとっては不信感を払拭しきれないという、極めて重大な事態に直面している。

一方、我が国ではバブル崩壊後、デフレ経済が長期化しているにもかかわらず、21 世紀に入るや国際会計基準に準拠した新会計基準適用が大企業に強制適用されることとなった。これによる時価会計不況は、大企業の時価会計倒産だけでなく、かつてないほどの、相次ぐ企業の破綻を招くこととなった。

さらに、金融市場は我が国の低迷を発端として世界に飛び火し、世界的な金融市場低迷に陥っている。我が国においては、金融機関の不良債権処理問題を抱えており、金融システムは崩壊寸前にまで追い込まれている。金融市場低迷、金融機関の貸し渋りにより、我が国経済はファイナンスの極度の低下をきたし、経済情勢は低下の一途をたどっている。業を煮やした企業は、コストダウンを一層促進するため、生産拠点をアジア（特に中国）等に移し、このために、産業の国内空洞化と失業の増大を誘発し、消費低迷に陥り、デフレを助長するという、経済の悪循環を招いている。いわゆる、デフレスパイラルに突

入している状態である。

企業経営にとって重要なことは、企業の財務内容を堅固なものとするところである。さらに、とりわけ大企業は、自らの株主、債権者はもちろん、国際的に信頼される財務諸表を公表し、グローバル金融資本市場の活性化を図る義務を課せられているといっても過言ではない。

我が国は、戦後幾度も厳しい不況の波に晒され、大きな危機に見舞われたにもかかわらず、驚異的な回復力を発揮してきたことは周知のとおりである。金融経済は、ミクロ経済である個別企業の業績を総合判断し、国家的なマクロ経済の指標としている。これは、我が国の新会計基準が全ての企業に的確に適用され、健全な財務内容で企業経営に専念することが、今後の我が国の企業経営者の責務であること

を意味しているといえよう。こうした業績向上の証となる財務諸表が、株主、債権者の一層の信頼をかちとることによって、金融資本市場の活性化に繋がるのである。

このように、我が国の金融、経済の発展は、IASを導入した新会計基準にかかっているとみえる。しかし、新会計基準の全てをIASに拘束される必要はない。むしろ、IASをベースとした、民間主導による我が国独自の新会計基準を導入し、その会計基準こそ世界基準に相応しいとアピールすべきである。企業会計基準の信頼性の確保は、低迷している我が国金融、経済回復の原点であり、実現可能であることはいうまでもなく、実現しなければならない至上命題であるといっても過言ではないだろう。

## 参考文献・資料

### (書籍)

新井清光『新版財務会計論〈第5版〉』中央経済社、2000年5月。  
井口裕之・朝長英樹・佐々木浩『改正税法のすべて』日本税務協会、2002年9月。  
岩崎彰・大村正勝『時価会計入門』日本経済新聞社、2000年11月。  
加藤厚『新会計基準の完全解説 IOSCOの影響と更なる制度改革の方向』中央経済社、2000年12月。  
監査法人太田昭和センチュリー『すぐわかる！IAS&新会計基準』かんき出版、2000年9月。  
菊池誠一『時価ショック 激変するバランスシートの真実』中央経済社、2001年10月。  
公認会計士辻会計事務所事業再編プロジェクト室『企業組織再編税制入門の入門』税務研究会出版局、2001年7月。  
笹岡宏保『財産評価の実務』清文社、1998年7月。  
実務会計研究会『これだけは知っておきたい新会計基準便利事典』こう書房、2000年3月。  
染谷恭次郎『現代財務会計〈第9版〉』中央経済社、1997年11月。  
醍醐聰編『国際会計基準と日本の企業会計』中央経済社、1999年12月。  
太陽監査法人東京共同会計事務所『わかる！国際会計基準』ダイヤモンド社、2000年5月。

田中建二『時価会計入門』中央経済社、1999年8月。  
中小企業の会計に関する研究会『中小企業の会計に関する研究会報告書』経済産業省中小企業庁、2002年6月。  
辻敢・須永功『新会計ルールにもとづく実践決算書の読み方』新日本法規出版、2001年5月。  
中島康晴『会計ビッグウェーブ』中央経済社、2001年10月。  
中島康晴『図解 2001年の決断！決算書でわかる税効果・キャッシュフロー・時価・退職給付・連結』中央経済社、2000年9月。  
中村勝彦『株式評価実務必携』納税協会連合会、1995年5月。  
日本公認会計士協会『金融商品会計・外貨建取引の実務』税務研究会出版局、2000年8月。  
日本公認会計士協会近畿会国際委員会『最新リアル・レポートの実例分析』清文社、2002年11月。  
日本公認会計士協会京滋会『Q&A新会計基準の導入と税務申告』清文社、2001年5月。  
野村智夫・竹俣耕一『やさしくわかるキャッシュ・フロー』日本実業出版社、1998年。  
東澤茂樹『小さな会社の決算対策はこうして進めなさい』ダイヤモンド社、2001年2月。  
益田安良『グローバルマネー』日本評論社、2000年6月。  
緑川正博・阿部泰久・小畑良晴『新しい合併・分割・現物出資の税務—企業組織再編税制のすべて—』新日本法規出版、2001年5月。

茂腹敏明『未公開会社の会計ビッグバン』清文社、2001年11月。税務経理協会『税経通信』1996年1月号～2003年1月号。

森田政夫『税理士のための新会計基準と法人税』中央経済社、2001年4月。

詣星健司『新会計基準に係る税務処理』税務研究会出版局、2001年4月。

和井内清『社長のための時価会計』研修社、2000年6月。

Asahi Diamond Industrial Co.,Ltd., “2002 ANNUAL REPORT”

Seidman, Leslie French and Robert C. Wilkins, Special Report, *A Guide to Implementation of Statement 115 on Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*, Financial Accounting Standards Board, November 1995.

Wilson, Don, Another Battle in the Market-Value War, *Bank Accounting & Finance*, Fall 1996.

### (新聞等)

『日本経済新聞』日本経済新聞社、1997年～現在。

『J I C P A ニュースレター』日本公認会計士協会、1995年1月～現在。

### (その他の参考資料)

花堂靖仁『企業会計の国際化と我が国の対応—いかに会計人は対処するのか』本郷会計塾、2002年7月27日、講義資料。

(Received: June 05, 2003)

(Issued in internet Edition: July 07, 2003)

### (資料集)

『企業会計規則集』税務研究会出版局、2002年11月。

『実務税務六法』新日本法規出版、2002年6月。

J. G. シーゲル・J. K. シム『英文会計用語辞典』清文社、2001年9月。

### (年刊誌)

公認会計士業務資料集別冊9号『国際会計基準・国際監査基準入門』、同12号『国際会計税務便覧』、同14号『合併・分割・再建・倒産実務便覧』、同15号『企業会計と税務実務』、同16号『経営マネジメントの基礎知識』、同17号『企業再編の手法と会計・税務』日本公認会計士協会東京会、1994年3月～2002年3月。

『公認会計士業務資料集』第37号、日本公認会計士協会東京会、1997年12月(筆者一部執筆)。同第38号1998年12月(筆者一部執筆)同第40号、2000年11月。同第42号2002年9月。

八杉昌利『法人税の決算調整と申告の手引』納税協会連合会、2001年9月。

柴崎澄哉ほか『改正税法のすべて』日本税務協会、2002年9月。

### (月刊誌)

日本公認会計士協会『J I C P A ジャーナル』第一法規出版、1995年1月～2003年1月号。